

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため

## 電話診療での処方箋発行が可能です

当院では、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえ、電話による診療により処方箋を発行できる体制となっております。

### ●電話診療で処方箋発行可能な方

慢性疾患等を有する定期受診患者さん  
ただし、主治医の判断で対面診療が必要となる場合があります。



### ●処方箋発行までの流れ

#### STEP 1

平日（月～金曜）の日中（8：30～17：00）  
当院の処方を希望する外来へお電話ください。  
【電話番号】0761-22-7111（代）

#### STEP 2

外来スタッフより、主治医に処方可能か確認させていただきます。

#### STEP 3

主治医が処方可能と判断した場合、受け取り希望の薬局へ処方箋をFAXさせていただきます。

#### STEP 4

患者さんより、受け取り希望の薬局へ連絡を行い、受け取り方法等の確認をお願いします。  
処方箋の発行日を含む4日以内にお薬を受け取りください。

#### STEP 5

当院より、患者さんのご自宅へ請求書・次回の予約票等を郵送いたします。  
診療費については、来院を控え、お振込みにてお支払いください。



国民健康保険 小松市民病院  
Komatsu Municipal Hospital